

令和4年

行方市農業委員会

第5回総会会議録

(令和4年5月25日)

令和4年5月25日 行方市農業委員会第5回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第39号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第40号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第41号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第42号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第43号	現況証明願について
議案第44号	なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について
議案第45号	農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）設定について
議案第46号	令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について
議案第47号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第48号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第23号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第24号	制限除外の移動届の受理について
報告第25号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第26号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

2 本日の出席委員

1番 矢幡幹守	2番 谷田川 栄	3番 近藤芳子
4番 茂木 孝	5番 橋本 清	6番 平塚 実
7番 横瀬忠美	9番 内藤宏一	10番 本澤政雄
11番 風間啓次	12番 根本正義	13番 小沼正二
14番 大久保正一	15番 郡司正彦	16番 椎名 勇
17番 高塚利英	18番 根崎和枝	19番 清水 量

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 内山市也
4番 宮内正美	5番 箕輪澄子	6番 森山正一
7番 石間信一	8番 日下正之	9番 吉田正弘
10番 大原富士男	11番 横田俊信	12番 鈴木喜昭
13番 野原賢一	14番 川島隆道	15番 石田充春
16番 関口順一		

3 本日の欠席委員

8番 古渡武文

本日の欠席推進委員

なし

4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後3時00分
(会長挨拶)

事務局

それでは、ただいまより令和4年行方市農業委員会第5回総会を開会させていただきます。

総会議事日程第2、会長挨拶、高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。

今月も先月に引き続きまして最適化推進委員の皆さんの出席をいただき、総会となります。誠にご苦労さまでございます。

田植えも一段落して、畑のほうでは芋のほうの苗の植え付けも行われておるところであります。何かと忙しい中、総会となっております。

新型コロナウイルスも現在小康状態で、ワクチンの4回目の接種も取り沙汰されているような状態です。感染対策をしっかりして生活をしていきたいなと思います。

簡単ではありますが、挨拶に代えます。本日の総会、審議よろしくをお願いいたします。以上です。

事務局

ありがとうございました。

(経過報告)

事務局

それでは、続きまして、日程第3、経過報告に移りたいと思います。

別紙の5月行事経過報告をご覧になっていただきたいと思います。

まず初めに、5月11日、広報委員会を北浦庁舎におきまして開催いたしました。農委だよりの発行について協議を行いました。出席者につきましては、広報委員と事務局でございます。

5月16日、農業委員会会長、事務局長会議。こちらは水戸市のフェリヴェールサンシャインで行われました。出席者につきましては、高塚会長、事務局のほうで出席しました。

同じく5月16日、常設審議委員会。こちらは、水戸市の市町村会館におきまして、清水委員出席の下、諮問案件の審査を行いました。

同じく5月16日、行方市農作物病害虫防除対策協議会総会。こちら北浦庁舎におきまして、椎名代理が出席しました。

5月20日、こちらにつきましては、第2回農地部会ということで北浦庁舎におきまして、農地部会員、事務局出席の下、農地法第3条及び第5条の許可申請について、農地パトロールについて協議しました。

そして、5月25日、本日でございます。第5回の総会となっております。

(議長の選出)

事務局	<p>それでは、続きまして日程第4に入ります。</p> <p>議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(資格審査報告)</p>
議長	<p>それでは、議事のほうを進めてまいります、ただいまの出席委員は18名、欠席委員は1名ですので、定数に達しております。</p> <p>したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">(会期の決定)</p>
議長 全 議長	<p>本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日といたします。</p> <p style="text-align: center;">(会議録署名人の選出)</p>
議長	<p>会議録署名人を議長において次のように指名をいたします。</p> <p>1 番矢幡幹守委員 2 番谷田川栄委員。</p> <p style="text-align: center;">(書記の選出)</p>
議長	<p>総会書記として事務局の寺坂局長補佐、箕輪書記を任命いたします。</p> <p style="text-align: center;">(議案の審議)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p style="text-align: center;">(議案第39号)</p>
議長	<p>議案第39号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第39号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する(別紙議案書のとおり)。</p>
議長	<p>それでは、1項ごとに審議をいたします。</p> <p>1項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1 6 番	<p>16番、椎名です。第1項の調査報告をします。</p> <p>調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。</p> <p>受人は行方市小高在住83歳の農業の男性です。渡人は潮来市在住50歳の農業の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大です。区分は売買による所有権の移転です。土地は受人の畑と接しております。そして、自宅より1キロとなります。農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお</p>

		願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
2	番	2番、谷田川です。第2項の調査報告をいたします。 調査については、麻生、太田両地区の4名で調査をしてまいりました。 受人については、市内矢幡在住の農業の女性です。渡人は、同じく矢幡在住の無職の男性です。申請事由ですが、長年受人が耕作していて、渡人の要望により引き受けることになったものです。区分については、売買による所有権移転です。調査の結果、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項、4項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	4番	14番、大久保です。3項、4項は関連がありますので、一括で調査報告します。 この案件は、根本委員、日下、吉田推進委員の協力を得ました。 3項の譲受人の方は、市内小幡在住の36歳の男性の方、渡人の方は、茨城県農林振興公社です。行戸の田1, 481㎡。申請事由は記載のとおり農業経営の規模拡大を図るため。売買による所有権移転であります。 4項も同じ受人、渡人の方です。小幡の田1, 817㎡。申請事由も同じ農業経営の規模拡大を図るため。売買による所有権移転になります。 受人の方は、妻と両親で699aに水稻、馬鈴薯等露地野菜を耕作する専業農家の方です。機械等もそろっており、従事日数も250日と要件を満たしており、何の問題もなく3項、4項許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6番	16番、椎名です。第5項の調査報告をします。 調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。

		た。
		受人は潮来市在住の農業兼会社員の58歳の男性です。渡人は埼玉県在住、無職の75歳の女性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るです。区分は売買による所有権の移転です。権利取得の経営面積は35,975㎡となります。自宅から車で10.5キロ、15分です。許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番 15番、郡司です。第6項について、高塚会長に代わって報告いたします。調査には、野原推進委員にも同行いただきました。
		譲受人は市内手賀在住の会社員兼農業の50代の男性の方です。譲渡人も市内手賀在住の農業の70代の男性の方です。申請事由は経営移譲で、区分は贈与による所有権の移転になります。2人の関係は親子です。譲渡人も高齢となり、農業経営を息子さんの譲受人に譲ることにしたそうです。耕作面積は83.88aで、水稻、カンショを作るそうです。農業従事日数は150人、通作距離も5分以内。許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項、8項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	2	番 12番、根本です。第7項、8項は関連がありますので続けて報告いたします。第7項、借受人は東京都葛飾区の会社代表62歳男性です。貸渡人は行方市玉造甲にある農業法人代表64歳の男性です。第8項借受人は第7項借受人と同じであり、貸渡人は行方市小貫在住の74歳農業の男性です。土地は、第7項が市内小貫と行戸地区の畑11,119㎡、第8項が市内小貫と行戸地区の畑4,171㎡。両畑は隣接しており、合計15,290㎡になります。申請事由は営農型太陽光発電設備の空中部分の区分地上権の設定であります。本件は、令和元年12月に許可された案件であります。可動式パネルの基礎部分が弱く風により倒れてしまったところがあるので、通常の架台に変更して改めてやり直したということになります。5月20日に農地部会を開いて事情説明を受けた結果、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項、8項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第40号)
議	長	議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について説明する(別紙議案書のとおり)。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番
		15番、郡司です。古渡委員が欠席のため、代読し報告いたします。 第1項の調査報告をいたします。この案件については、高塚会長、郡司委員と共に調査してまいりました。 申請人は74歳で行方市玉造甲に在住し、無職の方です。申請事由については記載のとおりで、自己資金により自宅部分の拡張になります。家族が増えたことに伴い家財道具や所有する車の台数が増えてしまい、それらを収納する場所が必要になったそうです。そして、またこちらは、違反転用の是正となっております。 場所は、玉造庁舎から北へ約600mのところになります。 事業計画書、残高証明書、隣接農地の所有者の同意書、そして始末書なども添付されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、書類もそろっており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	番	1番、矢幡です。第2項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員、箕輪推進委員、森山推進委員さんと調査してまいりました。 申請人は市内五町田在住70歳代の農業を営む男性です。転用目的は、建築から20年近く経過している農業用倉庫の是正です。当該畑は、麻生西部土地改良区域内に存し、国道355号セブンイレブン荒宿店から東南方向に400mほどの位置にあります。 申請人は土地改良の換地処分があった後から畑の耕作に必要なため農業用の倉庫を建築したということで、詳しい年数は分からないとしていますが、おおよそ建築か

		<p>ら20年近く経過しているとのこと。令和4年2月9日付で農業振興地域整備計画変更についての通知を行方市長、農林水産課より受けました。その内容は、当該畑のうち63.7㎡を農業施設用地に変更をしたというものです。許可を受けずに農業用倉庫を建築したことに本人は反省しており、始末書、その他の書類の提出を受けています。</p> <p>以上のことから、許可することに問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第41号)
議	長	議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。
事	務	局長
局		議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する(別紙議案書のとおり)。
議	長	<p>それでは、1項ごとに審議をいたします。</p> <p>1項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
7	番	<p>7番、横瀬です。この案件には茂木委員と共に調査してまいりました。</p> <p>受人は千葉県印西市で太陽光発電事業を行う法人です。渡人は当市山田に在住する63歳、自営業の男性です。</p> <p>申請事由については記載のとおりで、自己資金で耕作放棄地を利用し、再生エネルギーを促進したいというものです。</p> <p>場所はのぞみ園の南側で山林かつイノシシの被害で15年以上耕作していない農地が広がっている場所です。</p> <p>必要な書類も添付されており、周辺農地への影響もなく、のぞみ園の子供たちの安全のためにも許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5	<p>15番、郡司です。第2項について、高塚会長に代わって報告いたします。</p> <p>調査には、郡司、古渡両委員に現地確認に同行していただきました。</p> <p>譲受人は石岡市在住の25歳の会社員の男性の方です。譲渡人は市内手賀在住無職</p>

		の72歳の男性の方です。
		申請事由は自己用住宅で、区分は売買による所有権の移転になります。譲受人は結婚を機に自己住宅の新築を考えましたが、自宅の敷地が狭いので、自宅近くに今回の申請地を見つけ、譲渡人より譲り受けることになったそうです。場所は、老人介護福祉施設玉寿荘の西側になります。
		事業計画書、資金の借入見込書等書類も添付されており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項、4項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	2	番
		12番、根本です。第3項、4項は関連がありますので、続けて報告いたします。本件は、大久保委員、吉田推進委員、日下推進委員と調査してまいりました。第3項、借受人は市内行戸在住52歳の農業の男性の方、貸渡人は同じく行戸在住83歳の農業の男性です。2人は同居の親子になります。申請事由は農業用倉庫における違反転用の是正で、区分は使用貸借権の設定であります。第4項は、借受人、貸渡人共に第3項と同様で、申請事由は住宅地の一部の違反転用の是正であります。区分は使用貸借権の設定であります。調査の結果は、始末書等全てそろっており、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議のほどをよろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、始末書等も添えられており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	2	番
		12番、根本です。第5項について調査報告いたします。本件は、大久保委員、吉田推進委員、日下推進委員と調査してまいりました。第5項、譲受人は市内行戸在住28歳の公務員の男性です。譲渡人は同じく行戸在住83歳の農業の男性です。2人は同居の孫と祖父の関係になります。申請事由は自己用住宅で、区分は贈与による所有権移転であります。子供の成長により現在同居している家の敷地近くに建設したいと計画したそうであります。調査の結果、書類等全てそろっており、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 5 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。 15番、郡司です。第6項の調査報告をします。 この案件については、高塚会長、古渡委員と共に調査してまいりました。 譲受人は47歳で市内藤井に在住する内装業の方です。譲渡人は42歳で同市玉造甲に在住する無職の方です。 申請事由については記載のとおりで、自己資金により進入路兼駐車場です。事務所兼住宅に面する道路が狭く、進入が困難なことに加え、現在の駐車スペースでは安全性の確保ができないため駐車場を確保する必要があるということでした。 場所は行方医療センターから南へ約1キロのところになります。区分は売買による所有権移転になります。 事業計画書、残高証明書、隣接農地の所有者の同意書など必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており許可相当ということですので。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。 1番、矢幡です。第7項について、調査報告いたします。 この調査は、椎名委員、箕輪推進委員、森山推進委員さんと調査してきました。 借受人は五町田在住の40代会社員男性とその妻で仕事の都合で美浦村に子供と在住している会社員30代女性です。貸渡人は五町田在住70代農業を営む男性です。両者の関係は親子です。使用貸借で貸し借りをいたします。 転用の目的は借受人たちの自己住宅の建築です。当該畑は麻生西部土地改良区域内に存し、国道355号セブンイレブン荒宿店から南東方向に400mほどの位置にあります。子供の成長に伴い家族全員で生活することにしたとのことでした。 借受人の子の面倒を両親に見てもらったり、将来両親が高齢になり支援が必要となったときのため、両親の自宅のすぐ横に建築することになりました。 事業計画、資金計画、土地改良の使用許可、農用地区域変更申出に対する農業振興地域整備計画変更の見込みについての通知を行方市長、農林水産課より受けています。 以上のことから、許可をすることに問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)

議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。
1	2番	12番、根本です。第8項について調査報告いたします。 なお、本件は、大久保委員、吉田推進委員、日下推進委員と共に調査してまいりました。 借受人は潮来市在住31歳会社員の男性、貸渡人は市内南高岡在住83歳の農業の男性です。両人は孫と祖父の関係になります。 申請事由は自己用住宅で、区分は使用貸借権の設定です。現在、潮来市のアパートに住んでいますが、結婚を機に実家の近くに住宅を計画したそうであります。 調査の結果、書類等全てそろっており、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。
3	3番	3番、近藤でございます。9項について調査報告いたします。 調査には、本澤委員、清水委員、大原、横田推進委員に協力をしていただきました。 受人は土木建築業の法人でございます。渡人は市内内宿の法人でございます。受人は渡人が経営しております工務店であり、渡人が代表取締役となっております。 用途といたしまして、資材置き場兼駐車場でございます。申請事由として、経営拡大により資材を加工する場所が必要になったため、資材置き場として利用し、経営の安定を図る必要があるためでございます。区分は賃借権の設定でございます。土地の所在は行方市内宿にあり、2筆農地合計5,638㎡でございます。位置としましては、県道島並線化蘇沼稻荷神社鳥居の道路を挟みまして反対側に位置しております。転用許可基準の農地の区分は、集団農地の理由から第1種農地として判断されており、原則許可となり得ない農地でございますが、第1種農地の例外として、資材置き場として使用する場合、事業所が同一字内に立地し、業務上必要な施設として判断することができます。施設の操業利用期間は令和4年7月1日から20年間提出されております。 申請の事業については、隣地の同意も受けており、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、9項は原案のとおり可決し、常設審議委員会に諮問いたします。
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。

1	3	番	<p>13番、小沼です。10項の調査報告をします。</p> <p>この調査には、太田、麻生地区の4人で調査をしてみました。</p> <p>譲受人はつくば市の太陽光発電事業の法人の方です。譲渡人は行方市麻生68歳農業の男性の方です。</p> <p>申請理由は太陽光発電の設備、区分は賃貸借権になります。この土地は耕作されていない土地で、有効利用をしたいということで太陽光発電事業を計画しました。場所は行方警察署西側になります。パネル210枚、97.7キロワット。</p> <p>事業計画書、見積書、隣接農地の同意書も届いており、許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
議	長		<p>調査の結果は、書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員		<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長		<p>異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長		<p>次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	3	番	<p>13番、小沼です。11項の調査報告をします。</p> <p>この調査は、太田、麻生地区4人の委員で調査をしてみました。</p> <p>譲受人は東京都板橋区会社役員67歳の男性の方です。譲渡人は行方市麻生無職76歳の女性の方です。</p> <p>申請理由は太陽光発電設備、区分は賃貸借権であります。</p> <p>耕作されていない土地を有効利用して太陽光発電事業を計画しました。場所は10項と同じ行方警察署西側になります。パネル156枚、74.1キロワット。</p> <p>事業計画書、見積書、その他関係書類も届いており、許可相当と調査してみました。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
議	長		<p>調査の結果は、関係書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員		<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長		<p>異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長		<p>次に、12項、13項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	2	番	<p>12番、根本です。第12項、13項は関連がありますので、続けて報告いたします。</p> <p>12項、借受人は東京都葛飾区の法人、貸渡人は行方市玉造甲の農業法人です。</p> <p>第13項、借受人は12項借受人と同様であります。貸渡人は市内小貫在住74歳農業の男性です。</p> <p>土地は、第12項が市内小貫と行戸地区の畑11, 119㎡、第13項が市内小貫、行戸地区の畑4, 171㎡です。両畑は隣接しており、合計15, 290㎡になります。</p> <p>申請事由は、営農型太陽光発電設備の一時転用であります。太陽光発電と農業の両</p>

立を図るということで、区分は使用貸借権の設定です。本件は、本日3条案件第7項、8項で説明したように、令和元年12月に許可された案件であります。可動式パネルの架台を交換して工事をやり直し、改めて申請されたものであります。また、前回申請の作物ジャガイモから、今回は架台の間隔を考えシャインマスカットに変更しての申請となっております。

5月20日に農地部会を開いて事情説明を受けた結果、許可相当であると判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全議 員 異議なし。(全員一致)

全議 長 異議なしと認め、12項、13項は原案のとおり可決いたします。

(議案第42号)

議長 それでは、議案第42号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第42号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について説明する(別紙議案書のとおり)。

議長 それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。

3番 3番、近藤でございます。1項について調査報告をいたします。農地法5条の規定による許可後の一時転用の事業計画変更申請についてご説明申し上げます。

この案件は、平成30年3月26日付で土採取を行う目的で農地法5条の許可を受け、一時転用してありましたが、土採取も49.87%しか進行しておらず、期間内に完了していませんでした。本来ならば計画変更を提出しなければなりませんでしたが、今日まで変更申請が提出されていないままとなっております。今回は2年間延長するという申請となっております。

事業主から始末書も添付されており、やむを得ないと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 調査の結果は、始末書等も添えられており許可相当ではないかということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全議 員 異議なし。(全員一致)

全議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

(議案第43号)

議長 議案第43号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第43号 現況証明願について説明する(別紙議案書のとおり)。

議	長	<p>それでは、1項ごとに審議をいたします。</p> <p>1項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
5	番	<p>5番、橋本です。第1項の調査報告をします。</p> <p>なお、この案件については、平塚委員、宮内、内山推進委員の協力の下、調査してまいりました。</p> <p>申請人は市内宇崎在住の60歳代の男性です。</p> <p>申請事由は地目変更の申請です。昭和52年頃から約45年間宅地として利用しています。</p> <p>調査の結果、復元するのが困難と思われ、許可相当が妥当と思います。皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。</p>
議	長	<p>次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	6	<p>番</p> <p>16番、椎名です。第2項の調査報告をします。</p> <p>調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。</p> <p>申請人は行方市南在住の男性です。</p> <p>願出要旨は地目変更登記のための非農地証明です。現地を確認したところ、20年以上耕作していないということで、山林化しておりました。</p> <p>何の問題もなく非農地証明交付相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、証明書の発行相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定をいたします。</p>
議	長	<p>次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
6	番	<p>6番、平塚です。第3項の調査報告をします。</p> <p>この調査には、橋本委員と宮内推進委員、内山推進委員の協力をいただきました。</p> <p>申請事由は地目変更登記のためです。当該土地は行方市杉平で、県道水戸鉾田佐原線の杉平と繁昌の境を東に100mほどの右手に位置します。面積は1,382㎡、畑です。周囲を含め30年以上耕作されておらず、篠に覆われており、再生は困難と思われまふ。</p> <p>必要書類も添付されており、非農地証明を発行するに何の問題もないと調査してまいりました。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、非農地証明を発行することに何の問題もないということでした。審</p>

		議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定をいたします。
議 1 2	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。 12番、根本です。第4項について調査報告いたします。 本件は、大久保委員、吉田推進委員、日下推進委員と共に調査してまいりました。 願出要旨は畑279㎡の地目変更登記のための非農地証明です。 4項申請人は市内行戸在住63歳会社員の男性です。 調査の結果は、47年以上前より畑と分からず宅地の一部として利用していたということ です。非農地証明の発行することに問題はないと判断してまいりました。皆 様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明発行、何ら問題はないということでした。審議をお願い いたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定をいたします。
		(議案第44号)
議	長	議案第44号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦についての件を 議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第44号 なめがた新規就農活力応援補助金の交付対象者の推薦について説明 する。 別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。令和4年5月10日付で行方 市長より農業委員会長あてに推薦依頼がありました。交付申請のとおり行方市手賀 在住の農業後継者、行方市八木蒔在住の農業後継者となります。以上です。
議 1 5	長 番	それでは、1項ごとに審議をいたします。 調査員より調査の報告を求めます。 15番、郡司です。1番目の申請人について、高塚会長に代わって報告いたします 申請人は市内手賀在住の39歳の農業の男性の方です。父親が病気になり農業がで きなくなったため、会社勤めを辞めて後継者としてカンショの栽培に取り組んでお ります。何分にも経験もありませんので、両親のアドバイスを受け日々仕事に邁進 しています。将来的には規模拡大したいとのことです。 調査の結果は、なめがた新規就農活力応援補助金交付相当と思います。皆様のご推 薦よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、推薦相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ござ いませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項はなめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦す ることに異議のないものと決定をいたします。

議 9	長 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。 9番、内藤です。第2項の調査報告をいたします。 申請者は市内八木蒔に在住する54歳の女性です。このたび3月末まで勤めていたわけですが、仕事を辞めて世帯主の夫の手伝いをしたいということでございます。世帯主は水稲、エシャレット、露地野菜など115aを栽培しており、1人ではちょっと大変だったということで、今後は2人で農作業をしていくということでございます。 調査の結果、新規就農活力応援補助金については、推薦相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、推薦相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、2項はなめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議のないものと決定をいたします。
(議案第45号)		
議	長	議案第45号 農地法第3条第2項第5号の規定により下限面積(別段の面積)設定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議 案 第 4 5 号	農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積(別段の面積)設定について説明する。 行方市農業委員会では、管内の下限面積(別段の面積)を次のように定めます。 現行のとおり面積の変更は行わないということですが、理由は下記のとおりでございます。この下限面積につきましては、先月も国会のほうで審議中ということでお伝えしましたが、20日に成立したということで、まもなく公布されて、公布から1年を超えない範囲で廃止ということで施行される見込みとなっております。それまでの期間になりますが、原則5,000㎡、空き家に付随する遊休農地が100㎡ということで設定することにしたいと思います。以上よろしく願いいたします。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積(別段の面積)設定については、原案のとおり決定をいたします。
(議案第46号)		
議	長	議案第46号 令和4年度最適化活動の目標設定等(案)についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議 案 第 4 6 号	令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について説明する。 別紙資料ナンバー2のほうをご覧いただきたいと思います。

この案件につきましては、先月の議案でも提出されていただき、継続審議となったものです。先月も説明させていただきましたので、その後農業会議のほうにも提出しまして確認いただいて、訂正した部分を中心に説明させていただきたいと思えます。

まず、ページのほうをめくっていただきまして、2の最適化活動の目標ということで1の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積ですが、集積目標、先月出させていただいたときには市の目標を設定しましたが、こちらにつきましては県の目標にしてくださいということで、県のほうは令和12年度に66%という目標設定しておりますので、その数値になるように1人当たり7haで合計245haに設定しております。当初の5年間毎年245ヘクタールで、後半の4年間が毎年210haになるようにいけば66%ということになりますので、その目標設定にさせていただきました。

続きまして、(2)の遊休農地の解消につきましては、数値的なものは先月と変わりません。工程表の策定方針につきましては、関係機関と連携して基盤整備事業による遊休農地を解消していく。具体的な工程につきましては今後検討してまいりたいと思えます。

続いて、(3)の新規参入の促進についてですが、28年から30年度までの権利の設定面積の1割以上を貸付け希望の公表面積にのせたいということで、こちらにつきましては中間管理機構を除いた面積でいいということなので、前回13haで出させていただきましたが、1割以上ということで、10haとさせていただきます。

続きまして、2の最適化活動の活動目標についてですが、こちらにつきましては10日ということで先月も申し上げましたが、10日を目標に最低5日、月平均が5日にならないと交付金が委員の分が配分されないということですので、5日になるようお願いさせていただきたいと思えます。

今年度は4月から9月の活動に応じて配分になるということですので、3月まででなく9月までで5日になるように活動のほうをお願いします。4月、5月と既に経過してしまっていますので、6月から少し活動のほうを10日に近づけるようお願いしたいと思えます。具体的になかなか活動が難しいということだとは思いますが、農地の見守り活動も該当しますので、毎週1回は農地の見守り活動ということで行っていただければと思えます。活動記録簿への記入をよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、強化月間、こちらにつきましては、変更はありません。

あと新規参入相談会への参加目標についてですが、こちらについては農業委員会として1人1回以上参加すればいいということですので、具体的に案内が来ましたら要請をさせていただきたいと思えます。

一応最後に、地区と個人ごとの目標設定になっております。個人ごとにつきましては、単純にその地区の人数で案分しただけになっております。成果実績については、原則地区での評価ということになると思えますので、地区内で協力しあって行っていただければと思えます。

あと集積目標は、地区ごとにばらつきもありますので、今年度は1人当たり7ha、均等に配分させていただきましたが、2年目、3年目以降またそのときに検討していければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 それでは、説明をしていただきましたが、審議をお願いいたします。何かございますか。ご異議ございませんか。

議員 異議なし。

議長 異議なしと認め、令和4年度最適化活動の目標設定等については、原案のとおり決定をいたします。

(議案第47号)

議長 次に、議案第47号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事務局 議案第47号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について説明する。

別紙資料3をご覧いただきたいと思ひます。

茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。2枚目、農地中間管理事業総括表でご説明いたします。

新規設定、田が47件の74筆、126,998㎡、畑が2件、2筆、3,913㎡、合計49件の76筆130,911㎡となります。

次のページ、農用地利用集積計画一覧によりまして、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、年数が記載されております。ご確認をお願いしたいと思います。以上です。

議長 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

議員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については、原案のとおり決定といたします。

(議案第48号)

議長 次に、議案第48号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意思決定についての件を議題といたします。事務局より説明を願ひます。

事務局 議案第48号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する。

別紙資料ナンバー4をご覧いただきたいと思ひます。

令和4年4月21日付で行方市長より行方市農業委員会会長あてに農用地利用配分計画案に関わる意見を求められております。

計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するものとなります。計画案が76筆、130,911㎡となります。詳細につきましては、次のページ一覧表でご確認をいただきたいと思ひます。

なお、議案第47号の農用地利用集積計画の報告と本計画案の決定は同時施行となります。これによって、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。

議
全
議

長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

員 異議なし。(全員一致)

長 異議なし認め、農地中間管理事業推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。

(報告第23号) (報告第24号) (報告第25号)

(報告第26号) (報告第27号)

議

長 報告第23号 農地法6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について、報告第24号 制限除外の移動届の受理について、報告第25号 農地法第3条3の第1項の規定による届出の受理について、報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第27号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願ひます。

事 務 局

報告第23号 農地法6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について下記のとおり報告する。

別紙資料ナンバー5をご覧いただきたいと思ひます。農地所有適格法人は、毎年事業年度終了後3か月以内に事業の状況を農業委員会に報告しなければならないこととなっております。今回は4月11日から5月10日までの1か月間の間に報告書の提出をいただいたものにつきましてご報告いたします。

今回は1法人から報告がありました。農地所有適格法人は4つの要件を満たす必要がありまして、1つ目が法人形態で会社形態であること。2つ目が事業要件、主な事業が農業であることで、農業と関連事業が売上の過半を占めること。3つ目が構成員要件で、農業従事者、農地提供者、市町村農協などの農業関係者の議決権が総議決権の2分の1を超えており、農業関係者以外の構成員の議決権が2分の1未満であること。4つ目が役員要件で、業務執行役員の過半の者が法人の農業に150日以上従事し、さらにその役員またはその事業の使用人のうち1人が60日以上農業に従事していることとなっております。

今回提出のあった1法人につきましては利用権を満たしておりますので、ご報告させていただきます。

報告第24号 制限除外移動届の受理について説明する(別紙議案書のとおり)。

報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について説明する
(別紙議案書のとおり)。

報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する
(別紙議案書のとおり)。

報告第27号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について説明する
(別紙議案書のとおり)

議

長 ありがとうございます。

報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。

全

員 異議なし。(全員一致)

議

長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後4時10分

議

長 本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。これで第5回総会を閉会
いたします。皆さん、ご苦労さまでした。